

始まる「バイオ炭によるJ-クレジット」

-②-

売却額農家へ還元

5000円／10a 助成の地域も

※7月12日号より続き
農林水産省は、昨年11月に「バイオ炭の農地施用を対象とした方法論について」を発表し、バイオ炭の種類や製造、品質に関わる条

件や、バイオ炭の施用場所や施用量の確認方法について示し、省エネルギーや再生可能エネルギーと並んで、バイオ炭の農地施用を新たな方法論として加え

た。また同時に「J-クレジット制度の概要について」も発表した。J-クレジット制度とは、バイオ炭による二酸化炭素の削減量を政府が認証する仕組み

で、企業などへ売却し、売却益を農家が獲得することができる制度である。また、農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」でバイオ炭の農業施用の促進を掲げ、環境負荷の少ない農業への転換は急務になっている。

J-クレジット獲得の方法を説明する。国内では、日本バイオ炭普及会（代表：九州大

学大学院後祥之教授）と（一社）日本クルベジ協会（代表：立命館大柴田晃教授）が協働で、J-クレジットの普及のために活動している。農業者が使用するバイオ炭は、日本バイオ炭普及会の中のバイオ炭品質部会が固定炭素などの品質確認書を発行する。この品質確認書は、圃場土壌への炭素貯留の量を決定するための基本データとなる。農業者は、バイオ炭を施用した田畑の地図・番地と年間の施用量を、（一社）日本クルベジ協会に提出して、J-クレジット

の申請を行う。（一社）日本クルベジ協会は、農業者からの申請を取りまとめ、J-クレジット制度事務局（みずほリサーチ&テクノロジーズ（株））にJ-クレジット申請を行う。獲得されたJ-クレジットの売却額は、農業者へ還元される仕組みになっている。

このようなJ-クレジットによる「排出権取引」の売却益に加え、農林水産省は「環境保全型農業直接支払交付金」制度により、10a当たり5000円が助成される地域もある。こちらはホームページを確認するか、市町村の農政課などへの相談が必要である。

バイオ炭として用い

ることのできる炭は、木炭、竹炭、もみ殻炭などが対象となっている。これらの中で、処理に困っているもみ殻の有効活用が望まれる。もみ殻燻炭は、稲刈り後の水田に積み上げたもみ殻に着火して

製造することが行われてきたが、現在は、大気汚染防止法により禁止されている。そのため、煙を装置内で燃焼するタイプの、もみ殻炭化装置が利用されることが多い。いくつかの炭化装置メーカーが

市販している。また、果樹や公園などの樹木剪定枝や竹林の間伐材なども炭の原料として

有効で、炭化前に粉砕することにより、もみ殻の炭化装置で炭化が可能になる。



【吉澤秀治（よしざわ しゅうじ）】2019年明星大学を定年退職し、名誉教授。在職中は、炭農業による炭素隔離・貯留や、有機の水耕栽培、バイオトイレの開発など。現在は、再生可能エネルギー関連も進めている。木質炭化学会副会長、日本バイオ炭普及会バイオ炭製造販売部会長を務める。1948年東京都生まれ。

る。申請を行う。（一社）日本クルベジ協会は、農業者からの申請を取りまとめ、J-クレジット制度事務局（みずほリサーチ&テクノロジーズ（株））にJ-クレジット申請を行う。獲得されたJ-クレジットの売却額は、農業者へ還元される仕組みになっている。

このようにJ-クレジットによる「排出権取引」の売却益に加え、農林水産省は「環境保全型農業直接支払交付金」制度により、10a当たり5000円が助成される地域もある。こちらはホームページを確認するか、市町村の農政課などへの相談が必要である。

バイオ炭として用い

ることのできる炭は、木炭、竹炭、もみ殻炭などが対象となっている。これらの中で、処理に困っているもみ殻の有効活用が望まれる。もみ殻燻炭は、稲刈り後の水田に積み上げたもみ殻に着火して

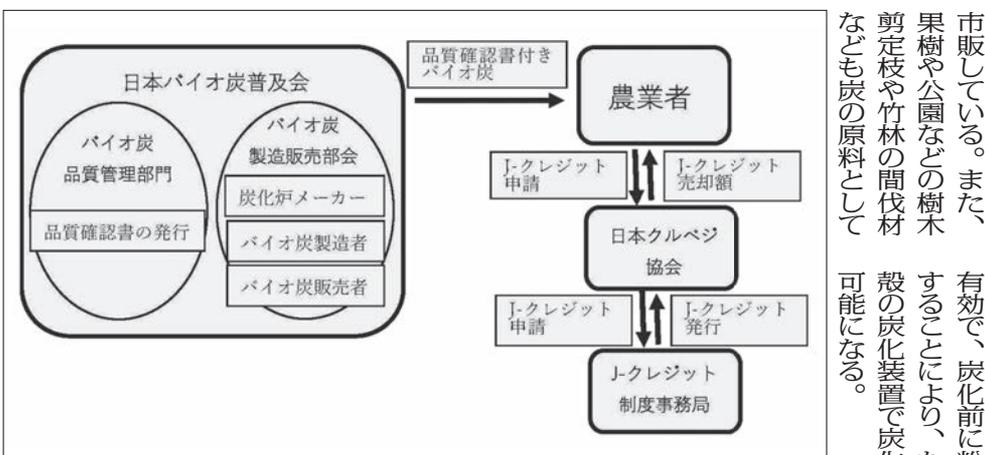
製造することが行われてきたが、現在は、大気汚染防止法により禁止されている。そのため、煙を装置内で燃焼するタイプの、もみ殻炭化装置が利用されることが多い。いくつかの炭化装置メーカーが

市販している。また、果樹や公園などの樹木剪定枝や竹林の間伐材なども炭の原料として

有効で、炭化前に粉砕することにより、もみ殻の炭化装置で炭化が可能になる。



小型もみ殻炭化装置（エスケイ工業）



バイオ炭品質管理とJ-クレジットの流れ